

# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q & A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《テレワークへの対応》

**(秘書)** 最近、新型コロナウイルスの関係で、テレワークが増えていると思うのですが、テレワークを導入するに当たって、どのような点に気をつければ良いでしょうか。

**(地引)** テレワークを導入するに当たっては、そのルールを就業規則などで整備する必要がありますそうですね。

**(秘書)** 例えば、どのようなことですか。

**(地引)** まずは、テレワークの定義や場所を定める必要があるかと思います。例えば、在宅勤務(自宅又はこれに準じる場所等)に限定するのか、それ以外の場所での勤務も認めるのかなどです。

**(秘書)** その他にありますか。

**(地引)** テレワークの対象者を定めるのが望ましいと思います。テレワークを希望する従業員すべてを含めるのか、それとも一定の条件を設けて会社の事前許可を必要とするのか、事前許可が必要な場合にはその方法をどのようにするのかなどです。この点は、企業の業種や就業環境に応じて適切に決める必要がありますね。

**(秘書)** 会社の書類や備品などを持ち帰って使用しても良いのですか。

**(地引)** 企業情報や個人情報の漏洩を防止するためにも、慎重に取り決める必要があります。クラウドや電子メールを使用することが多いでしょうから、それらの使用方法や管理方法について、セキュリティガイドラインを規定する

のが望ましいと思います。

**(秘書)** 勤務時間などで問題は生じますか。

**(地引)** 勤務時間それ自体はオフィス勤務と同じ取り扱いでも問題ないと思いますが、テレワークの勤怠管理(始業や終業時刻の把握)方法は取り決めた方が望ましいと思います。また、念のため、「テレワーク勤務中は職務に専念すること」といった規定を定めるのも良いかと思います。そのほか、テレワークの導入に際して、フレックスタイム制等の導入を検討することもありえるかと思います。

**(秘書)** テレワークを理由として、基本給を減額したり、諸手当を減額したりすることはできますか。

**(地引)** そのような減額は、従業員にとって不利益な労働条件の変更となります。このような労働条件の不利益変更を就業規則の変更で実施する場合には、従業員との個別的な合意、あるいは変更後の就業規則を従業員に周知させ、かつ、その変更合理性が要求されますので、慎重に判断する必要がありますね。



弁護士 ちびき まさし 地引 雅志

☞このコラムは2021年8月のマガで配信されました。



## 「通勤中に起こした事故の責任」 社会保険労務士/松本雄介



今までマイカー通勤を禁止していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、公共交通機関での出勤を減らすため、マイカー通勤を一次的に許可している企業もあるのではないのでしょうか。

マイカー通勤において、通勤中に事故が起こると、従業員が加害者にも被害者にもなる可能性があります。被害者となった場合、労災保険上の通勤災害としてカバーされる場合があります、会社に対しての責任追及も通常は考えられません。

加害者となった場合、会社が法的な責任(使用者責任)を負う可能性もあります。

マイカーが会社の業務には一切使用されず、通勤にのみ使用されており、会社がマイカー通勤を助長していたり、関与していた場合に「普段から安全運転に努めるよう指導・教育すべき指導監督義務があった」「会社は従業員

員を監視・監督すべきだった」等、会社の責任を認めた判例もあります。また、会社の業務にも通勤にも使用されていた場合には、ほぼ会社の責任は認められてしまいます。

事故が起こった場合、加害者の保険が十分でない場合など、賠償がうまく行われないうちは、被害者は会社に対して何らかのアクションをとる可能性も否定できません。このようなリスクに備えるには、マイカー通勤の許可要件やルールを整備し、厳格に運用することが望ましいといえます。

マイカー通勤を許可する場合には、①安全運転を意識づけるための指導や教育を行い、会社の監督責任を果たすこと、②業務にはマイカーを使用させないこと、③対人・対物双方について無制限の補償内容となっている保険への加入を義務付けること、が有益だと思われます。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは2021年7月のメルマガで配信されました。

## 第32回企業法務セミナー報告「ハラスメント対策に本気で取り組む！会社は、従業員のために、何ができるのか？」



2021年7月8日に、第32回企業法務セミナー「ハラスメント対策に本気で取り組む！会社は、従業員のために、何ができるのか？」を開催しました。講師は、弁護士/伊藤敦史です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催となりました。

今回のセミナーでは、ハラスメント対策を怠っ

たときのリスクとともに、企業として求められる具体的なハラスメント対策の内容を説明しました。

参加者様から「ハラスメントの実例での説明があり、とても分かりやすかった。」「ハラスメントを恐れるあまり、きちんとした指導ができていない管理職が散見される。しかしながら、正しい知識をもって恐れず指導するよう周知したいと思った。」など、高い評価を受けました。

次回は11月11日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



弁護士 ON・OFF

第 47 回

弁護士 城 昌志



昨今の新型コロナウィルスの影響により帰省や旅行といった移動や、人が多くいる場所へのお出かけがほとんどなくなってしまいました。子ども達と過ごす機会も増え、これまではまったく行うことのない夕飯作りにもほんの少しではありますがチャレンジしてみるいい機会となりました。子ども達も声をかけると喜んでお手伝いをしてくれますので、結果的により時間はかかってしまっていますが楽しく行えています。

また、人込みを避けていつも自宅近くの広場や公園等にしか行かないため、先日は子ども達の運動も兼ねて牛田山、見立山にも行ってきました。家のあるあたりを子ども達と一緒に探してみても子ども達には家の方向がまったく分からず、近くの建物を教えても家がどのあたりにあるかあまり分からないようでした。視点が変わると普段見ているものでもまったく違った見え方となります。日々の業務においても当事者としての目線、第三者としての俯瞰的な目線の両方のバランスをうまく保って事件を見て行かなければいけないと何となく考えたような考えなかったような一日でした。

☞このコラムは2021年5月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第 47 回 「ようやく目覚めました！」 K.A



もっぱら外食大好き派でしたが、簡単にはそうもいかないこのご時世・・・ようやく私も目覚めました！サイトや料理番組を観て、この週末は何を作ろうかしらと考えることが今の楽しみです。大好きな料理人は、笠原将弘さん・平野レミさん、料理人は素敵な方が多いです。

とにかく楽しく作り美味しく食べたいので、時短や節約は度外視し、初心者にも関わらず、本格的で手間のかかる料理や初体験の料理を好んで作ります。(例：ブイヤベース、ビー

フストロガノフ、スリランカ風カレー、ハリラスープ)ただ当たり前ですが、正解の味を知りません。火傷や指を切ることは日常茶飯事、刃先から落とした包丁が床に刺さったこともあります。失敗から学びは多く少しずつですが上達しています。“世界一のパエリア職人”結城優シェフのパエリア、“肉の匠”神谷英夫シェフのローストビーフ丼は大成功！時には機内食風セッティングで気分も盛り上げています。

そして料理を作る最大の醍醐味は、「美味しい！」「旨い旨い！」と喜んで食べてくれる人がいることです。オキシトシン（幸せホルモン）が出て、さらにやる気が出ます。

☞このコラムは2021年6月のメルマガで配信されました。



## 事務局通信

### ◆創立26周年を迎えました

7月11日に、創立26周年を迎えました。ここまで事務所が継続し、発展してこれたのはみなさまのおかげと、所員一同、深く感謝しております。

### ◆第33回企業法務セミナーのご案内



2021年11月11日(木)

18:30～20:00

「オンラインビジネスをするときに気をつけたい法律～トラブルが起きてから後悔しないために～」

講師: 弁護士/金重 浩子

〈受講方法〉会場受講・・・Le・Reve八丁堀

オンライン受講・・・Zoom

〈受講料〉顧問会社様・・・受講方法問わず無料

一般の方・・・会場4,000円、オンライン無料

〈受講特典〉顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料を無料とさせていただきます。

(※但し、作業時間は月3時間以内。)

### ◆初回無料相談実施中

すべての方を対象に、初回無料相談を実施中です。面談の他、電話、Zoom による法律相談もできます。お気軽にお問い合わせ下さい。※規程あり

### ◆相続相談ウィークのお知らせ

先のお盆、また、これからのシルバーウィークは何かとご家族がお揃いになる機会の多い時期です。この時期は、弊社でも相続や遺言についてのご相談が増える傾向にあります。そこで、弊社では 9/24(金)～9/30(木)の期間を相続相談ウィークとし、相談の内容によって税理士など専門家を同席した相談を受け付けます。ウィーク中にご来所にてご相談頂いた方には、弊社発行書籍「相続・遺言のポイント55」を贈呈します。

### ◆福山支部の相談室を増床しました

このたび、福山支部は相談室を2部屋増床し、合計3部屋での体制となりました。

法律相談にご来所される方の多くは、不安と緊張をもっていらっしゃるため、安心感を与えるような色合いの家具により、居心地の良い、落ち着いた空間となっております。相談室は完全個室ですので、気軽に安心して弁護士にご相談頂けます。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

#### 《広島本部》

〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

電話受付:平日9時～18時、土曜10時～17時

#### 《福山支部》

〒720-0067

福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F

TEL084-993-9041 営業時間:平日9時～18時

#### 《呉支部》

〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703

TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時～18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

メルマガの登録は[山下江メルマガ](#)で検索  
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

#### 《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1

TEL082-423-1511 営業時間:平日9時～18時

#### 《岩国支部》

〒740-0022

山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402

TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時～18時

#### 《東京虎ノ門オフィス》

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-5-8 丸の内虎ノ門ビル 803

TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時～18時